

## 労働時間尺度の規範的意味 労働証券論の検討を通じて

結城剛志（東京大学大学院）

### 問題の所在

規範とはどのような社会状態が公平なのかとか、望ましい社会とはどのようなものかということ根拠づけるための判定基準となるものである。だが、規範について論じるためには、まずどのような公平性の基準を採用するのか、そしてなぜその基準を採用するのかという点が説明されなければならない。しかも、規範とは決して普遍的な理念として提示可能なものではなく、歴史性や地域性、折り重なった社会的・文化的要因、総じていえば社会的諸関係に規定されて提示されるものである限り、規範一般を論じることは容易ではない<sup>1</sup>。それゆえ、本報告では社会生活の根幹ともいうべき労働及び労働時間概念に注目し、労働時間尺度(measure)・標準(standard)に関する学説である労働証券論を手がかりとして、労働時間の規範的な尺度としての意味と問題点を考察する。本稿では、労働証券論という共通のテーマを考究したマルクス、オウエン、ウォレンの3者を対象としたい。

この課題の検討を始める前に筆者の問題意識を提示しておきたい。労働及び労働時間概念については、マルクスや広義の社会主義者たちがかなりのこだわりを持ち、熟思することで、それらの概念に様々な意味を込めていた。にもかかわらず、ソ連型社会主義体制ではこの点が十分に顧みられることがなかった、というのが筆者の実感である<sup>2</sup>。経済成長に信頼を寄せていたソ連型社会主義の側では、労働時間の規範的意味という基礎的な問いは十分な考察がなされないまま通り過ぎられてしまったのではないだろうか。旧来の社会主義体制のもとでは、社会主義体制を評価する指標として経済成長(率)を過度に重視していたために、労働価値説や労働時間尺度が含んでいた人間主義的な観点が軽視されてしまったといわざるをえない。ソ連邦において、生産の量的拡大によって急速な経済成長を遂げた一時期を除けば経済成長面でも十分な力を発揮できなかったことを考慮すると、この生産力の発展にばかり社会主義の基礎をおくことはできないだろう。このようなソ連型社会主義の歪みを経てきた現代社会では、社会主義の諸理念が懐疑的に問われざるをえない。社会主義の魅力が著しく減じている現代だからこそ、社会主義が内包する諸理念のうち最も基礎的な概念だと思われる労働時間を検討する必要性に迫られているように思う。社会主義は生産力という一本の柱に期待をかけすぎたために、その重圧で潰れてしまったようなものである。労働が生み出す生産力は確かに重要な柱であったが、その対となるもう一本の柱を建ててみることで、社会主義理念の建築物をより堅固に鍛え直すことができるのではないだろうか。

---

<sup>1</sup> 小幡は啓蒙主義的な社会主義者を批判し、「人間の本性なるものは、歴史を超えた普遍的な理念として与えられているのではなく、むしろ社会的諸関係の総和とでもいうべき、社会的に形成され変化する仮象にすぎない」(小幡 [2003]16頁)と述べている。

<sup>2</sup> 筆者の問題意識は「戦後の既存社会主義国家では、最低限の生存水準を国民に提供し、西側に対抗しうる経済力を育成することが至上命令とされ、正義や善のあり方の問題は後回しにされた」(松井 [2004]7頁)という松井の見解と一致している。

### 分配尺度としての労働時間：マルクスによる労働貨幣論批判

尺度として考察したとき、マルクスによる労働時間の取り扱いには前提の異なる2面がある。第1は、市場経済を前提とした場合に、価値尺度機能を備えない私的労働時間を代表する紙券が経済合理的な尺度として機能しないということであり、それは労働貨幣論批判として展開されている。第2に、ある社会的諸条件を満たした将来社会における労働時間の「二重の役割」を示唆している。それぞれ、労働の計画的配分のための尺度、分配の尺度としての労働時間である。将来社会には、理想的な社会状態を理念的に提示してみせることで、資本主義の現段階を歴史的に相対化する視点を提供するという役割が与えられており、それ自体が現状に対する規範的＝批判的態度の表明であろう<sup>3</sup>。

第1に、マルクスは、各生産者の私的な労働時間を表示する紙券が直接に交換手段として利用可能である、と主張するグレイらの労働貨幣論者を批判している。グレイを含む小ブルジョワ的な社会主義者は各生産者の労働時間を表示する労働貨幣を用いれば等労働量交換と労働全収権が実現され公平な社会がもたらされるというが、マルクスによれば私的所有制に基づく無政府的な生産体制を前提にしたままで、私的労働時間を表示する労働貨幣を使用することはできない。なぜならば、無政府的な生産体制を前提にした市場経済のもとで各生産者の私的労働時間は、需給と生産性の変化を反映する指標とならないためだ。このような労働貨幣は生産の無政府性をそのまま反映するだけの紙券となってしまう、需給調整の指標とはならないために労働貨幣論は空想的な思想にすぎない、と批判される。市場経済のもとでは、各商品に対象化された私的労働時間が需給と生産性の社会的な観点からみて適当な支出であるかどうかを判断する第3の尺度（商品）が必要となる。それは社会的労働の支出を代表する貨幣商品金であり、金との交換比率の確定を通じて、価格という価値の外在的な尺度によってのみ認識可能な指標となるのである。そして、価格を指標として売買が行われることで、その背後にある労働配分も事後的に調整されるという逆規定を受けることになる。この労働貨幣論批判の意味は、市場経済を前提とした社会で労働時間がどのような役割を演じているか、ということの解明であった。（マルクス [1964] 訳 66-9 頁、Werke 版 66-9 頁）

第2に、マルクスは一定の社会条件を満たした将来社会では、労働時間の持つ意味が変化し別の役割を演じるようになる、と述べている箇所がある。『資本論』（1867）及び、『ゴータ綱領批判』（1875）の有名な一節を参照しよう。まず、『資本論』では、「共同の生産手段で労働し自分たちの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体」を仮定すれば、「労働時間は二重の役割を演ずることになる」という。「労働時間の社会的に計画的な配分は、いろいろな欲望にたいするいろいろな労働機能の正しい割合を規制する」と、第1の役割について言及している。第1の役割としての労働時間は、市場経済における私的な労働時間と異なり、各人の労働時間を直接に社会的な労働

<sup>3</sup> 「規範理論は実証理論の反対概念である。規範理論一般は、ある対象に関して事実を記述ないし説明するものでなく、あるべき理想の姿と規定する」（松井 [2004] 5 頁）。このような規範理論の研究姿勢は以下のようなユートピア研究の方法論と親近性がある。クマーは「ユートピアの価値は、現在の実践とではなく、可能な未来との関係のなかにある。ユートピアの『実践的』効用は、磁石のようにわれわれを引きつけ明らかに望ましい状態を描き出して、直接的な現実を乗り越えることである。つまりユートピアの空想的で『実践不可能な』特質こそが、その強みなのである。……ユートピアが『どこにもないこと』が、その探求へと向かわせる」（クマー [1993] 訳 6 頁）と述べている。

働時間として扱えるために、計画的な労働配分の尺度として役立つという。これは、経済的尺度としての労働時間の役割が、市場経済と「自由な人々の結合体」とでは変化するということだろう。労働時間が社会的な労働配分の調整基準として役立つ程度は、労働配分が市場経済の背後で事後的・受動的に決定される無自覚的な関係から、生産の意識的な管理へと移行しているかの指標として理解できるかもしれない。(マルクス[1972](1)、訳145-6頁、Werke版92-3頁)

続けてマルクスは第2の役割について言及し、労働時間は「共同労働への生産者の個人的参加の尺度」と「共同生産物中の個人的に消費されうる部分における生産者の個人的な分けまへの尺度として

X " ! 8 \$ I 姿 0 7 + x . ` 頁う

み込んだ説明を加えている。ここでは、労働時間を尺度として分配に関する権利の性格が変容する面があり、そのレベルに応じて低次段階と高次段階に分けられる。マルクスは、各個人が労働時間に比例した分配を受ける権利は各個人の労働を同等に扱うという観点から「平等な権利」と理解できるが、個人を労働者という資格でのみ理解するという意味では、等労働量交換という「平等な権利」はブルジョワ的で狭隘な見解であり、限界があるという。そこで、高次の社会での非労働者の資格に対しても分配を与えられるような「不平等の権利」を主張する。「不平等の権利」のもとでは個々人の労働時間は「共同の元本のための……控除」が相対的に多くなされ、剰余の処理をめぐって所得の再分配機能を含む社会的な自由度が与えられるものと考えられる<sup>5</sup>。労働時間を基準として、つまり労働証明書を通じて、自己の労働時間の社会への貢献分の内どれだけを自己の収入とし、どれだけを社会的な裁量に委ねるかという剰余労働時間と必要労働時間との比率が個人主義的観点の克服に関して規範的な意味を持つことになるだろう。マルクスは個人主義に依拠する社会主義者を念頭において、「平等な権利」という時代制約的な観点を超克する途を労働時間の省察を通じて明らかにしたのだといえよう。労働時間概念は剰余価値論に基づき搾取を批判する労働全収権的な個人主義の実現にも、その超克にも利用されるという両面がある。(同上書、訳 20-1 頁、Werke 版 20-1 頁)

他方で、マルクスは「いつの時代にも消費手段の分配は生産諸条件そのものの分配の結果にすぎない」と述べ、「分配を生産様式から独立したものとして考察」するような「俗流社会主義」を批判している。そして、労働全収権などの規範的な諸理念を「ある時期には多少の意味をもっていたがいまではもう時代おくれの駄弁になっている観念」と呼び、規範的価値観の特殊歴史性を強調し、安易な普遍化に対して警鐘を鳴らしている。この点については、マルクスによる将来社会の素描についても当時の分析を基礎に発想されたものであるという特殊歴史的な制約を考慮する必要があると理解すべきかもしれない。(同上書)

再び『資本論』に帰ろう。ここでは、『ゴータ綱領批判』でも論及された「労働証明書」と同様の発想を抱いていた小ブルジョワ社会主義者とオウエンとの違いを明確にする中で労働証券の役割が生産様式の相違に対応して変化することを論じている。すなわち、「労働貨幣」から「労働証明書」への転換である。

「ここで、もう一度言っておきたいのは、たとえばオーエンの『労働貨幣』が『貨幣』でないことは、劇場の切符などが貨幣でないのと同じことだ、ということである<sup>6</sup>。オーエンは、直接に社会化された労働を前提しているが、それは、商品生産とは正反対の生産形態を前提するものである。労働証明書は、ただ、共同労働における生産者の個人的参加分

<sup>5</sup> 伊藤は「協同的な社会」での剰余労働と必要労働との区別は「階級諸社会における区分とはその意味ははっきり異なるはずであり、剰余労働は必要労働と対立するものでなく、それを補完するものとなるに違いない」と述べ、剰余労働の社会的な性質が変容する面を指摘している。その上で、「社会主義になれば協同的、民主的な決定にゆだねられてよい弾力的な自由度が含まれている」と言及し、マルクスのいう「不平等な権利」の可能性を示唆している。(伊藤 [1995]133-4 頁)

<sup>6</sup> 「労働貨幣(Arbeitsgeld)」(マルクス [1981]訳 141 頁、原書 92 頁)はマルクスの規定であって、オウエンその他が用いている用語ではない。例えば、ブルードンは「交換券」(藤田 [1993]35 頁)、グレイは「受領証」(Gray [1831] p. 63)という用語を用いており、ともかく当人の意識では貨幣ではない。労働貨幣という規定は、ブルードンやグレイの貨幣・信用改革論が、貨幣廃止という社会主義的な方向性を有しながらも、生産関係の変革を棚上げすることで、内容上は貨幣の性質を残す改革論に留まっていることを意味する。

と、共同生産物の消費充当分にたいする彼の個人的請求権とを確証するだけである。しかし、商品生産を前提しておきながら、しかもその必然的諸条件を貨幣の小細工で回避しようというようなことは、オーエンにとっては思いもよらないことなのである」<sup>7</sup>。(マルクス [1972](1)、訳 171-2 頁、Werke 版 109 頁)

上述の引用から理解できるように、マルクスはユートピア社会主義者であるオウエンとの奇妙な一致を認めている。それでは、なぜオウエンは労働証券を「共同労働における生産者の個人的参加分と、共同生産物の消費充当分にたいする彼の個人的請求権とを確証する」目的で利用できると考えたのだろうか。以下では、他の労働貨幣論者とは異なるとされたオウエンの労働証券論について検討しよう。

#### 自然的価値標準としての労働時間：オウエンの労働証券論

エンゲルスの『空想から科学へ』(1880)によってユートピア社会主義という規定を与えられながらも、マルクスによって小ブルジョワ性を脱しているとして評価されたオウエン(Owen, R. 1771-1858)の労働証券論とはどのようなものであったのだろうか。これまでのマルクスの規定によれば、オウエンは二重の意味で小ブルジョワ的社会主義を超えている。それは、第 1 に、商品経済の基礎としての私的所有制を廃棄しようとしたこと。第 2 に、労働時間を分配の尺度して利用することを主張しながらも、小ブルジョワ的な労働全収権論に収まらず、いわゆる「不平等の権利」を主張した点である。そして、報告者の観点からもう 1 点加えるならば、オウエンは単なる夢想家ではなく、実践家であった。しかし、その実践の中で労働時間を基準とする規範的な観点から要請された「不平等の権利」が持つ裏面も明らかになったため、本節では事例も含めて検討しよう。

#### 1. 労働時間と人間本性論

まず、オウエンは「人間の労働」の性質を「自然的価値、すなわち新しい富を創造する力」と定義している。「自然的価値」とは金属貨幣によって計られる「人為的価値」と対立する概念である。人為的価値とは、人為的に設定された金属貨幣によって尺度される生産物の外在的価値であり、これは幾つかの点で不自然であり、不備があるという。その第 1 の理由は、商品生産の増大に応じて貨幣商品金を生産できないということだ。貨幣生産の遅延は貨幣供給を全般的に滞らせ、勤労者階級の購買力不足を生み出すために、富の生産増大は過剰生産恐慌をもたらしてしまう。そのため、金属貨幣を廃止し貨幣供給に対する制約を解除すれば、本来社会全体の福利を向上させるはずの富の生産増大が商品の過剰生産として現象してしまう現状を、万人が豊富な富を享受する社会へと転換することができるという。第 2 は、金属貨幣を媒介とした場合に等労働量交換が確定できない点である。そればかりか、金属貨幣を媒介にした場合には、価格差を追求する商人的行動が活発になり、等労働量交換という公平性の原則からますます乖離してしまう傾向を有する<sup>8</sup>。それゆ

<sup>7</sup> 西部は「『劇場』のようなコミュニティないし協同組合」では「すべての参加者の労働は初めから『社会化』され、『同等』であると考えられているから、交換により同等性を示す必要がないのである。労働証券は、個人間の市場における『交換』を媒介する貨幣ではなく、いわば協同コミュニティや生産協同組合にたいする貢献度を表現する出資持分証券なのである」と貨幣の性格を脱した証明書の含意を解説している。(西部 [2002]268 頁)

<sup>8</sup> オウエンは「物々交換の本当の原理は、生産物の原価であるところのもの、つまり生産物に含ま

えに、「生産物中の内在的価値」は「自然的価値標準」としての「人間の労働」によって計測されなければならない<sup>9</sup>。オウエンによれば労働は富を創造する唯一の力であり、「あらゆる価値の源泉」である。従って、「生産物中の内在的価値」も労働によってのみ与えられるものとなる。(Owen [1993(1820)] p. 290, pp. 301-3)

オウエンの「人為的価値」批判は『社交的制度論』(1826-7)の文明批判に基礎がある。『社交的制度論』における人為 = 文明批判には大別して2面あると考えられるが、オウエンの価値概念における人為と自然の対立という構図はルソーからの影響を色濃く残している<sup>10</sup>。それらは、第1に、人間の性格形成に対する人為的影響の後天的性格を強調する論理であり、オウエンの「性格形成論」につながる<sup>11</sup>。その論理は、人為 = 後天的な悪影響にさらされることのない本来の人間像を探るという人間本性論のアプローチであり、自然状態を仮定して「自然人」を考察するルソーの方法論に依拠するものであろう。第2に、オウエンは「すべてのものはその内在的価値によりより評価され」た場合を仮定すれば「ただ単に費用あるいは希少性だけで貴重と考えられるものは無くなり、どんな種類の流行も存在しなくなるだろう」(Owen [1993(1826-7)] p. 70)と述べている。このような内在的 = 自然的価値の説明から、オウエンの理想とする人間像はルソーの「自然人」に近いものであると理解できるし、費用・希少性・流行といった諸概念は「商業社会」の中で人為的に作り出されたものにすぎないという文明批判も展開されている。人為的・作動的に生み出された価値の追求、それをオウエンは人間本性からの逸脱であると批判し、物質的には質素で慎ましやかな生活を送ることで、人間の内面的・精神的充足を重視する見解へとつながっているといえよう。さらに、「無制限な科学の力を正しく利用するならば、社会を万人のために膨大で潤沢な富を生産するように統一させることができる」ので、「いまや問題は、われわれがいかに裕福になるかではなくて、いかに幸福になり、全生涯に渡ってずっとそれを確保するかである」(Owen [1993(1842)] p. 127)と論及していることから、オウエンが富とは異なった次元での幸福を追求していたことが分かるだろう。

以上の自然観を通じてオウエンは、富の「自然的価値」を計る標準として労働時間を提唱する。そして、「自然的価値標準」である労働時間を表示する証券が労働証券である。労働証券は歴史上、紙幣方式(1832-4)と帳簿方式(1825-7)が存在した<sup>12</sup>。オウエンが当初(1820)想定していた方式は紙幣方式であったが、実際には帳簿方式も試行された<sup>13</sup>。いず

---

れた労働の価値を、他の生産物の原価またはそれに含まれた労働量と交換することだった」のであり、そしてそれこそが「交換の唯一の公平な原則」であると述べ、等労働量交換を公平性に関する唯一の基準と考えている。(Owen [1993(1820)] p.302)

<sup>9</sup> 傍点「・」は原文太文字、「、」は原文イタリック、下線は原文大文字であることを示す。

<sup>10</sup> 土方は、ルソーとオウエンとの間に自然と人為を対立的に捉える発想の共通性をみるが、その方向性はまるで逆だったと述べている。すなわち、ルソーの『『自然人』は過去の美しき自然状態への憧憬から理念的に描かれたもの』であったのに対して、オウエンは「科学と技術を合理的に用いるならば、未来社会で、そう遠くない将来、『合理的人間』を形成し、幸福に結びつけよう」と考えていた。(土方 [2003]67頁)

<sup>11</sup> オウエンの環境決定論は、「性格形成論」という副題を持つ『新社会観』において端的に「人間の性格は、ただ一つの例外もなく、常に環境によつて形成される」(Owen [1993(1813-6)] p. 62)と表現されている。また、「『性格は個人のために形成されるものであり、個人によつて形成されるものではない』という命題」(Owen [1993(1820)] p. 330)も同様である。

<sup>12</sup> 1832-4年の公正労働交換所の活動内容については丸山 [1997]を参照のこと。

<sup>13</sup> オウエンが1820年に発表した『ラナーク州への報告』での計画の時点では、自身が提案したコミュニティにおいては「労働の価値を表示する紙券」(Owen [1993(1820)] p. 326)が用いられると述

れにしても、貨幣は非金属であるべきだという主張に反するものではない。貨幣に代替すべき媒体は、労働時間を表示するだけの媒体であればよいのである。

オウエンは 1825 年から 2 年間、アメリカでニュー・ハーモニーの実験を行っている。この実験は成功こそしなかったものの、『ゴータ綱領批判』に示された図式に実によく照応している。そこでは帳簿方式の労働証券、「タイム・クレジット制」が採用された<sup>14</sup>。どのようないきさつで本来の構想から離れて帳簿方式が採られたのかという点も興味がある課題であるが、ともかく帳簿方式は初めからコミュニティ全体の情報を集計し生産管理を行う目的で導入されていた。そして、全ての生産物及びサービスの「内在的価値」を労働時間で表示するというのであるから、計数可能な尺度たるためには同質的な労働時間が初めから織り込み済みであったのだと解される。この同質性論がどのような論理によって導かれたのか必ずしも明確に展開されていないが、その構成要素を抜き出してみれば、各労働者の労働の力学的同等性、性格形成論、富の源泉論があげられよう。はどの労働者によって支出される労働であっても多少の差異はあれほぼ同等の力として把握できるという見解であり、労働の力学的同等性と呼ぶことができよう<sup>15</sup>。は『新社会観』(1813-6)において、人間の性格・性質が後天的=人為的にねじ曲げられていると述べた「性格形成論」である。オウエンによれば、各労働者の技能や熟練の差異は後天的に形成されたものであり、先天的・本源的差異ではない。この見解は、後天的な条件としての社会環境を整備することで各成員は自由に自己の能力を選択し、研磨することができるというコミュニティ論の展望にも大きな影響を与えている。は同質性論としてはやや迂遠といえるが、労働を富の源泉とする労働重視の思想からも富の創造者としての同質性を考えることもできよう。

## 2. ニュー・ハーモニーと規範的紐帯

帳簿方式の採用からオウエンは早くも 1825 年の段階で、労働の計画的配分と消費物資の分配尺度として労働時間を利用しようというアイデアを抱いていたことが推察される。また、ニュー・ハーモニーでの憲法条文を検討すると、「平等な権利」を約束する「準備社会憲法」(1825 年 5 月)から「不平等な権利」を謳う「平等社会憲法」(1826 年 2 月)へと発展させたことで、見事にマルクスの定式に対応していることが分かる。

まずは、ニュー・ハーモニーで謳われた理念としての「憲法」を検討しよう。「準備社会憲法」はニュー・ハーモニーが「完全に平等な社会」となるためには一定の移行期間を設定する必要があると述べている。憲法の条文によれば、準備社会での各成員の労働は労働時間に依りて帳簿に付けられ、その成果はコミュニティの管理下におかれることになる。しかし、この段階で記帳されるのは時間そのものではなく「労働の価値」であり、しかもその「価値」はコミュニティの委員会によって評価されることが明記されている。これは

---

べていた。

<sup>14</sup> 土方は、ニュー・ハーモニーの帳簿方式について、1825 年 3 月に実験を開始したオービストン・コミュニティで実施されたことのある「タイム・クレジット制」の模倣であったことを示唆している。(土方 [2003]130 頁)

<sup>15</sup> オウエンは「人間の労働または人間の力はそれぞれ異なるものだから、その平均量など計算できないではないか」という反論を想定しつつ「人間の平均的な身体的な力は、馬力と同様に(両方とも個々の差異はあるが)科学的目的のために測定されており」これらの基準は「機械の力を測定する際にも有効に利用されている」という。(Owen [1993(1820)] p. 292)

過渡期の性格からいって、成員間の労働をすぐさま同等として理解し、〈時間〉という量的基準のみで評価することは困難である、という認識を示している。事実、「すぐれた資格が要求されるような、様々な部門の教師や指揮者」や「科学者やすばらしい経験の持ち主の助力」を得るためには「金銭的不平等を受容」しなければならないと考えられていた<sup>16</sup>。ともあれ、この条文で展開されているのはまさしくマルクスのいう「平等の権利」の希求であろう。(The New-Harmony Gazette, vol. 1, no. 1, October 1, 1825, pp. 1-3)

このように「準備社会憲法」が過渡期社会的な性格を残しているのに対して、「平等社会憲法」は「オウエンの社会主義論の頂点をなす作品の一つ」(土方 [1993]198 頁)となっている。そこでは、「各成員間の職業評価に高低差はない」と述べられ、各成員の労働を労働時間によって一律に評価しようとした兆しをみせている。しかも、同時にマルクスのいう「不平等の権利」ともいうべき諸権利が言及され、労働時間に応じた分配を超えて分配の平等化と非労働者への手厚い保障が約束されている。また、帳簿を通じて社会的な労働配分がなされることがより明示的に述べられている。ここに規範としての労働時間把握を巡ってオウエンとマルクスの共通性をみることができよう。(The New-Harmony Gazette, vol. 1, no. 21, February 15, 1826, pp. 161-3)

しかし、以下に示すようにニュー・ハーモニーに関する実証的研究は、この労働時間の同質性をコミュニティの成員に理解させるのは大変な難題であったということを示している。その理由は多岐に渡っており、原因をどれか一つに確定することは困難であるが、少なくとも現実のニュー・ハーモニーは「不平等の権利」どころか「平等の権利」さえ提供できなかったことは明らかである。このことは、非営利的な規範を軸としたコミュニティを建設することの困難さを物語っている。ニュー・ハーモニー崩壊の危機は、コミュニティの絶対的な貧困を基礎として、労働者人口の過剰、成員の資質や労働意欲の問題<sup>17</sup>、労働配分の不適當、物資・住居の不足<sup>18</sup>、帳簿管理の困難などが複合的に作用し醸成されたと考えられる<sup>19</sup>。このような窮乏状態で「不平等の権利」を実施することは「貧困の平等の実質化」(土方 [1993]204 頁)につながるだけであり、労働時間の同質性を説くオウエンの言説は窮乏状態を強いられた成員の目にとって余りに現状から乖離した理想主義に映ったことであろう。

このような状況を一顧だにせず、オウエンはニュー・ハーモニーの失敗を教育の失敗、いわば規範の不徹底として理解していた。それは、オウエンが 1827 年 5 月 6 日のニュー・ハーモニーにおける演説でその失敗原因を「教育ソサエティの責任」及び、責任者のマクリュアに負わせていることから推考できる。オウエンはニュー・ハーモニーの内部対立が

---

<sup>16</sup> オウエンはニュー・ハーモニーの「開村演説」で「旧制度と新制度との中間にある『中継宿』」としての「準備社会」では「しばらくは一定の金銭的不平等をしのばなければならない」と語っている。しかし、土方によれば「それはなんの社会的不平等を意味しない。……個人にたいする唯一の差別は年齢と経験だけである」。(土方 [1993]225-6 頁)

<sup>17</sup> ロックウッドによれば、1825 年の春にオウエンが到着した頃のニュー・ハーモニーには「多くの変り者や好奇心にかられた者、働かなくとも生活できると期待してきた人々」によって溢れかえっており、成員としての資質を問い「選別する機会を逸してしまった」という。(Lockwood [1971] pp. 82-3)

<sup>18</sup> オウエンの息子ウィリアムは人口過剰と住宅・物資の不足を訴える手紙を父オウエンに宛てて書いている。(Co-operative Magazine, January, 1826, pp. 15-6)

<sup>19</sup> ニュー・ハーモニーの住人であったブラウンは帳簿方式に伴う記帳の煩雑さへの不満を表明している。(Brown [1827] p. 26)



深刻化してきた 1826 年 10 月に、「羊と山羊の分離」と呼ばれる成員の選別を行っている<sup>20</sup>。「羊と山羊の分離」とは、その呼び名の通り従順な成員と反抗的な成員とを区別することであり、形式的にはニュー・ハーモニーの「契約と同意」と呼ばれる憲法の改正案にサインするかどうかを踏み絵として実施された。それは、事実上、教育と環境によって人間が変容する可能性を強く主張した「性格形成論」の自己否定につながるものであり、同時に規範による意識変革の困難さを突きつけられた事態であっただろう。ここにはコミュニティ運営を巡る複雑な対立が含まれており、全てを労働時間という規範的標準に関する対立に帰着させることはできないが、その重要な要因であったことは疑いない。

とはいえコミュニティ建設を遂行するという観点からは、無選別に成員を受け入れることもできない。なぜなら第 1 に、コミュニティ内の適正な労働配分を維持するためにコミュニティにとって必要な人材を確保しなければならなかった<sup>21</sup>。第 2 に、宗教的なコミュニティが経済的にも道徳的にもニュー・ハーモニーに先行する成功例と考えられていた<sup>22</sup>。オウエンによる教育と規範の重視は、成員に規範的な縛りをつけることでコミュニティ運営上の諸困難を乗り越えようとしたものであっただろう。いずれにしても、規範的な紐帯が排除の思想を含みうることを身をもって示した好例であった。選別の手法は規範による同意形成の限界を認めたものであるが、この選別によっても事態は解決されなかった<sup>23</sup>。こうしてみると、「コミュニティを統治する方法は 2 つしかない。掟によるか、それとも信仰によるかである。オウエンは掟を廃止した。だが、信仰を定めなかった」(Podmore [1923] p. 336)というコミュニタリアンからの批判も含蓄あるものとなる。選別の手法は選民的手法ともいいかえ可能であり、図らずもオウエンは宗教的土台へと無批判的に乗ってしまった面があると考えられるが、我々は掟にも信仰にもよらない解決法を見いださなければならないだろう。

翻って考えてみると、マルクスの考察は理念的・理論的次元にとどまり「協同組合的社会」の実践上の困難を端的に示した先例についての配慮を欠いていた面もあるのではないだろうか<sup>24</sup>。次に、ニュー・ハーモニーの住人であったウォレンがどのようにこの失敗を総括し、労働証券論を批判的に継承したのかを検討しよう。

#### 個人主権と労働時間：ウォレンの労働証券論

ウォレン(Warren J. 1798-1874)はニュー・ハーモニーにおける「オウエンの弟子」(宇賀 [1976] p. 175)として出発しながらも、その失敗を深く受け止め考究する中で、労働と

<sup>20</sup> 「羊と山羊の分離」の実際的過程については土方 [1993]の「第七章」が詳しい。

<sup>21</sup> 適切な労働配分のために成員の選別が必要であるという主張はニュー・ハーモニーの成員によっても指摘されている。(土方 [1993]240、311 頁)

<sup>22</sup> 例えば、「オウエンは『リカードへの三つの手紙』(1819 年)で、自分の協同村が繁栄することが疑わしいというリカード派の見解への反証例として、ラッピストの『インディアナ州のソサイエティ』の繁栄を対置させている」(丸山 [1999]173 頁)。

<sup>23</sup> とはいえ、「契約と同意」の方針が施行されたことで、「最も欠陥の多い若干の人々が……離れていった」ので、一定の効果があがっていたことを指摘できる。(土方 [1993]215-6 頁)

<sup>24</sup> 土方は、ニュー・ハーモニーで起きた「オウエニズムの原理に抵触しかねない専制主義的傾向や、本来の教育原理からの逸脱や教育そのものの放棄といった事態が、まさに社会主義への移行をほぼ完了する時点で進行していたことに注目する必要がある。それは、あらゆるユートピアや理論が現実の社会に適用されたときに、不可避免的に生じてくる現象の一つ」(同上、338 頁)と述べている。これは理想を実践に移したときに必ずといっていいほど生じる乖離であり、理想主義的な実践では誰もがユートピアンになってしまうという警句であろう。

労働の交換が公平な交換の基礎であるというアイデアを棄却することなく、独特な労働証券論を提示した人物である<sup>25</sup>。オウエン主義者であった彼が、オウエン思想を批判的に点検するという事は、いわば自己批判的な契機でもあっただろう。そのような自己批判的な過程を経て、どのようにオウエン主義を克服したのか、ということが興味ある課題となる<sup>26</sup>。

ウォレンは労働所有権論を踏襲し、分業と交換のない自然状態においては「自然的富を保有する特権に対してなんら支払いをすることなく」、生産者は「彼の自己労働の成果または全ての生産物を所有することができる」と述べる<sup>27</sup>。しかし、複雑で細分化された分業が行われる社会では交換が必然化する。もちろん、交換が行われる社会であっても自然的富の所有者への支払いにいかなる正当性をも認めないのではあるが、しかし、そこではどのような交換が公平とされるのであろうか。それはオウエンによって試みられたような等労働量交換では決してない。等労働量交換の理念は、ニュー・ハーモニーに深刻な対立と混乱を生み出したからためだ。ウォレンによれば、等労働量交換は個人の差異を考慮しない思想であり、帳簿方式を通じた社会的な労働配分の試みは個人の自由な意思決定を損なうためにいずれも不備があるという。ウォレンの考える労働証券とは「個人の利害、個人の責任、個人の意思決定力と判断力、個人の行動」を内包する「個人主権」に基づいて発行されるものでなければならない。いわば、個人の自由を最大限許容しうる制度として労働証券論が再構築されるのである。個人主義的な自由主義と労働証券論とを接合した点がウォレンの特徴であろう。ウォレンによって、オウエンの協調的な「社会的制度」から個人主義への揺り戻しが図られたことは、ニュー・ハーモニーで浮き彫りとなったオウエン思想の難点を間接的に表現しているといえよう。(Warren [1854] pp. 13-4)

ウォレンは労働証券の具体的制度を展開する前に、労働を時間によって評価するというオウエンの労働観を再考している。オウエンが労働を時間によって基礎づけていたのに対し、ウォレンは「費用」によって基礎づけるべきことを主張する。ウォレンによれば「時間と時間とを交換する」というオウエンの主張には、異種労働が含む労働の不快さの相違に注意を払っていないという問題がある<sup>28</sup>。従って、等労働量交換ではなく同等な「費用」を含む「労働と労働の交換」こそが公平な交換であるという。さらに、ウォレンはオウエ

<sup>25</sup> ウォレンの経歴などについては Bailie [1972(1906)]による伝記を参照されたい。

<sup>26</sup> 労働証券論者としてのウォレンはこれまでほとんど顧みられることがなかったが、Hall [1974]は経済思想家としてのウォレンに注目し、労働証券論に論及している。また、Caldwell [1980]は自由主義の観点から文献考証的にウォレンを考察し、Wunderlich [1992]はコミュニタリアンのウォレンを研究している。さしあたりウォレンの先行研究に関して、これら3つの方向性をあげることができる。

<sup>27</sup> ウォレンの述べる「自然的富」とは、労働が対象化されていない手つかずの自然を指す。これは土地所有などのように単なる所有から収入を得ることを否認する一文であり、自然は労働を加えなければ有用な富とならないという見解につながる。ウォレンにおいても既述の2者と同様に、富の源泉に労働を位置づけ、自然そのものは2者のいう「価値」を生まないと理解されている。たとえば自然が多大な「価値」をもたらすとしても、それが一切労働を含んでいないのであれば、どのような対価も請求する根拠はない。ウォレンは以下のようにいっている。「費用原理はこれ(自然的富筆者)と、労働によって生み出された富との間に線引きをする。そして、富を生み出した労働の費用に対しては報酬が支払われなければならない。もちろん、その費用に対してのみであるが。従って、全ての自然的富は無償で与えられ、価格なしで利用可能である」(Warren [1852] p. 76)。

<sup>28</sup> 具体的には、「不愉快さ、不快さ、生活の安寧への負担」の増大によって、労働の「費用」も増大するという。ゆえに、「最も不快な労働が、最も多くの費用を含んでいると理解される」。(Ibid, pp. 42-3)

ンによる等労働量交換を批判する一方で、「価値」を基準として交換している市場経済をも批判する。「生産者の費用」ではなく「買い手にとっての価値」によって決定される価格は主観的であり、需給によっても変動するという不安定性と投機性を内在させている。ウォレンによれば「価格の限界」は生産費という客観的な基準である「労働費用」によって規定されるべきである。しかし、労働時間尺度を完全に放棄したわけではなく、労働時間を労働の量として、不快さを労働の強度として理解し、 $\langle \text{労働時間} \times \text{労働の不快さ} \rangle$ によって「労働費用」が算出される。(Warren [1852] pp. 41-3)

この「費用原理」に基づいて展開される労働証券制度を次に示そう。ウォレンは「個人主権」を尊重するがゆえに、労働証券の発行主体は個人である。各成員の労働時間が帳簿を通じてコミュニティの管理下におかれるとしたニュー・ハーモニーとは異なる発想であろう。ウォレンの労働証券は支払約束手形の変種である。労働証券は生産物等の購入者によって発行され、その際に買い手は将来の支払約束として自己の職種と労働時間を証券に記入し、売り手である受取人がその証券にサインしなければならない。労働証券の券面には、例えば「10 時間の大工労働、または 300 ポンドのコーンを持参人に一覽払いで支払う」と記入される。穀物量は、売り手の労働または労働生産物と買い手の労働または労働生産物との交換比率を確定する際に参照基準となる、いわば「一般的等価物」としての役割が与えられていると考えられよう。それは、労働の不快さという主観的な評価の比較に限界があり、コミュニティ生活にとって基本的な生産物の量を等価物として提示することで評価の客観性を与えようとしたものとして理解できる。(Ibid, p. 107-8)

また、生産物の価格が全て労働によって決定されるのではない点も、オウエンとは異なる点であろう。生産物の価格構成は2分割され、市場で購入された原材料に関してはその価格がそのまま用いられ、その原材料を加工するために付け加えられた労働に関してのみ「費用」で計算される。そのため、生産物の価格は、原材料費に「労働費用」を加えたものとなる。ゆえに、商品の価格構成部分の内、原材料価格部分に対しては現金で、売り手の「労働費用」に相当する部分のみが買い手の労働証券で支払われる。オウエンが全ての貨幣を労働証券によって置きかえようとしたのに対して、2種の貨幣を併用することを認めるウォレンの労働証券論は、市場経済を外部に前提せざるをえないコミュニティ運営の現実的側面へ配慮したものとなっている。

ウォレンは労働概念を個人主義的な自由、特に生産者の自由の基盤と関連づけた。その際に、まず労働時間尺度から社会的な労働配分の機能を切り離し、個人的生産者を考察の出発点に位置づけている。その生産者にとっての自由とは、自己労働による所有を基盤として、何を・どれだけ・どのように生産するかという判断の自由を保持することと、労働の自己評価を行うことであるが、それらの自由は他者との関わりの中で阻害されざるをえない。そこで、他者との関係でも「費用原理」に基づき交換を行うことで、具体的には自己の労働証券を生産物の販売者が受けとるかどうかがどうかということを基準にして自己評価が修正されながら、個々の生産者の領分を確定しようとしたのだと考えられる。例えば、「費用」の算定に関して考察してみると、「価値」は貨幣所持者である買い手の主観的評価を代弁するものであるとして退けられ、生産者の自己評価である「費用」を採用すべきだとされる。その「価値」から「費用」への評価軸の転換は、評価者の性質が貨幣所持者としての買い手の個人的評価から売り手としての生産者と買い手としての生産者の2者関係へと移行していることを意味し、それは貨幣の所持者と非所持者の不平等な関係から生産者同士の対等

な立場の取引へと転換しているものだといえる。

ウォレンは、一方ではオウエンと同様に労働時間を労働の量的尺度としながら、他方では不快さを労働の質的尺度として提示することを通じて、オウエンの理想主義的な労働時間解釈の修正を図ったのだといえよう。ウォレンは、自己労働の正当な報酬と意思決定が他者との関係でどのように適切に保持されるかを考究した論者であった。また、ウォレンにとっても生産者が正当に報いられるべき犠牲として労働を考慮せざるをえなかったとしても、成果や出来高によってのみ報酬が与えられるわけにはいかないとされたことも注目し得る。なぜなら、ウォレンは分配の平等に反対しつつも、公平な報酬及び交換というのはやはり生産者による労働の支出量、すなわち客観価値としての生産費に依存するという点は放棄されなかったからである。

ウォレンはオウエンに比しても遜色ないほど多彩な実践家であった。ウォレンは青年期には音楽家を生業としていたが、後にランプ工場や印刷業の発明家・経営者となり、さらには実験的店舗であるタイム・ストアの経営や、ライフワークとなる色々なコミュニティ活動の理論的・思想的指導者となる<sup>29</sup>。このような多岐に渡るウォレンの取り組みについて本稿で具体的な検討を加えることはできないので、この点については別の機会に別稿を設けたい。

#### 規範としての労働時間の意義と限界

労働は個人の生活を維持するために必要な個人的行為であると同時に、社会生活を日々維持する上で必要不可欠な社会的行為でもあろう。そして、この労働を基準として考察するために、どの労働者もどのような労働であれともかく働いているという最も抽象化された意味では分け隔てることのできない労働一般という範疇に対して、恐らく平等な基準である時間概念を用いて労働を量化し、量化された労働である労働時間を手がかりにしながら、各論者は将来社会における最も基底的な規範を導出しようとした<sup>30</sup>。マルクスは社会的諸関係の総体を社会的総労働時間に代表させ、各人の労働時間を社会の一分枝と位置づけた。このことを通じて、個々人の労働時間が自己と他者との分配関係を規制する重要な基準だということを明らかにした。オウエンは自然と人為というレトリックを用いながら、自己の価値規範を明確化させ、労働時間こそが人間の本性に即した「自然的価値標準」なのだ<sup>31</sup>と述べた。ウォレンは「個人主権」論の立場から、自己労働の正当な報酬及び意思決定の自由が、他者との関係でどのように保障されるべきかを労働時間を基準として考察した。各論者は規範的尺度としての労働時間を社会の編成原理として位置づけ、その原理を社会の隅々まで適用しようとしたといえよう。

各論者によって提出された諸規範は、ある将来社会像を提示することで現実批判に代えようという意図のもとで導かれた。同時に、オウエンとウォレンは単なる理想社会の提示にとどまらず、直ちに現実化すべく精力的に社会運動に身を投じたのだった。各論者が提示した規範的尺度はそれぞれの時代や地域の人々によって一定の支持を集め、一時期の社

<sup>29</sup> ウォレンは、Equity Village(Ohio, 1833-5), Utopia, Trialville(Ohio, 1847-58), Modern Times, Brentwood(New York, 1851-63)など多数のコミュニティの理論的・思想的指導者として活躍した。

<sup>30</sup> マルクス経済学を基礎として「労働の一般的本質」について考察した伊藤の見解は、労働時間を社会編成の原理と認識している点で、本稿で検討した各論者と通底するところがある。(伊藤[2001]261頁)

会運動を推進する強力な動機となっていたことは否定できないだろう。だが、それぞれの規範理論を論理的・実証的見地からその意味や問題点を考究することはできるであろうが、規範の正当性や真偽を確認することは困難であるように思う。本稿で検討されたように、規範というものは現実に対する批判的な認識から導かれるものである以上、その歴史性や地域性などを考慮しつつ、不断の相対化を通じる中で現在の位置を確定する他ないようなものであろう。それゆえに、どの規範が真であり、普遍的であるのかと問うよりも、なぜある規範がある時期に一定の人々の支持を集め、社会運動を推進する動機や目標となりえたのかということ进行分析の中で、現代の歴史性を考慮しながら規範の現代的位置を確定する他ないのではなかろうか。

マルクスが個人主義的社会主義者の批判を通じて示唆した将来社会観が歴史的に大変な説得力を持ち、社会運動の巨大な推進力となっていた点は疑うべくもない。そして、労働時間を分配の規範的尺度として把握するマルクスの見解は、オウエンの労働証券論とほぼ一致するものであったが必ずしもニュー・ハーモニーで生じた諸困難に解答を与えるものではない。オウエンは規範的観点を偏重し、生産力の問題を置き去りにしたままニュー・ハーモニーで労働証券制度を実施したが、結局、貧困の平等化しかもたらさなかった。そして、その貧困の程度はどのような成員にとっても耐えられるものではなく、貧困問題を教育と規範を強調することで解決しようとしたオウエンの対応は、問題の解決というよりも隠蔽であり、もはやオウエンの「墮落」と非難されても仕方がなかつたろう<sup>31</sup>。また、「羊と山羊の分離」といった選民的な手法に頼った点も、規範的な紐帯の持つ裏面として示された。それゆえに、「不/平等の権利」を実現するためには生産力の発展という前提を省くわけにはいかなかったと考えられるし、労働時間を規範的尺度とする場合にどのように経済合理性を確保するのかという点もまた問題であった。オウエンが一面で頼みにしていた宗教的コミュニティの成功的な先例は、世俗的な繁栄を望む社会主義者にとっては魅力あるものとは映らないだろう。

ウォレンはオウエン型のコミュニティに対して、個人主義的観点からの揺り戻しを図った。それは規範的紐帯による協調主義の行き過ぎに対する批判でもあった。ウォレンの思想も先の2論者と同様にある範囲で人々の支持を集め、タイム・ストアと多数のコミュニティの成立をみたという意味では、彼の思想も一定の功を奏したといえよう。マルクスとオウエンによる個人主義に対する批判と、ウォレンの個人主義による批判という問題の対峙が19世紀の早い段階で生じていたという点からも、個人主義の克服と個人の自由という問題が各論者によって提示されてから現代に至るまで達成されていないことを鑑みると、この課題の根の深さを痛感する。同時に、現代的課題を過去の人々が描いた将来社会像と照らし合わせてみることで規範的諸理念の歴史的達成度も確認することができるだろう。

#### < 参考文献 >

---

<sup>31</sup> 土方は、オウエンの教育重視の思想について「一方で、暗記にたよる知識偏重と、他方であまりにも高度な水準を目標とするという空想的な計画に具体化されたことを知らされたマクルアが、どんなに驚きかつそこにオウエンの教育思想の未熟さというよりは、ある種の墮落を読みとったとしても不思議ではない」と論及し、オウエンの教育への過度な期待と楽観主義がコミュニティ運営のための現実的な配慮から逸脱させていた点を指摘している。(土方 [1993]275-6 頁)

伊藤誠 [1995] 『市場経済と社会主義』平凡社。  
 伊藤誠 [2001] 「宇野弘蔵と『資本論』：資本主義経済の原理的症候群と社会主義の新たな理論的可能性」『アソシエ』6。  
 宇賀博 [1976] 『「社会科学」から社会学へ』恒星社厚生閣。  
 小幡道昭 [2004] 「グローバリズムと原理論」『経済理論』41-1。  
 西部忠 [2002] 「社会起業家オーウェン」『重力01』。  
 土方直史 [1993] 『協同思想の形成 前期オウエンの研究』中央大学出版部。  
 土方直史 [2003] 『ロバート・オウエン』研究社。  
 藤田勝次郎 [1993] 『プルドンと現代』世界書院。  
 松井暁 [2001] 「マルクス主義と社会主義の根本理念」『アソシエ』6。  
 松井暁 [2004] 「社会経済学と規範理論 『創造』の経済学へ」『経済理論』41-1。  
 丸山武志 [1997] 「オウエンと全国公正労働交換所」『大分大学経済論集』49(3・4)。  
 丸山武志 [1999] 『オウエンのユートピアと共生社会』ミネルヴァ書房。

Bailie, W. [1972(1906)] Josiah Warren: the first American anarchist, New York: Arno Press.  
 Brown, P. [1972(1827)] Twelve Months in New-Harmony, Philadelphia: Porcupine Press INC.  
 Caldwell, B. A. [1980] Josiah Warren and the Sovereignty of the Individual, Journal of Libertarian Studies, 4(4).  
 Engels, F. [1880] Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft, Marx-Engels Werke, Band 19, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1962. (寺沢・村田訳 [1968] 「空想から科学への社会主義の発展」『マルクス・エンゲルス全集』第19巻、大月書店)  
 Engels, F. [1894] Herrn Eugen Dühring's Umwälzung der Wissenschaft, Marx-Engels Werke, Band 20, 1962. (村田陽一訳 [1968] 「反デューリング論」『マルクス・エンゲルス全集』第20巻、大月書店)  
 Gray, J. [1831] The Social System: A Treatise on the Principle of Exchange, Edinburgh: William Tait.  
 Hall, B. N. [1974] The Economic Ideas of Josiah Warren: First American Anarchist, History of Political Economy, 6(1).  
 Kumar, K. [1991] Utopianism, Milton Keynes: Open University Press. (菊池・有賀訳 [1993] 『ユートピアニズム』昭和堂)  
 Lockwood, G. B. [1971(1905)] The New Harmony Movement, New York: Dover Publications.  
 Marx, K. [1857-8] Ökonomische Manuskripte 1857/58, Teil 1. (資本論草稿集翻訳委員会訳 [1981] 『マルクス資本論草稿集』、大月書店)  
 Marx, K. [1859] Zur Kritik der politischen Ökonomie, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 13, 1961. (杉本俊朗訳 [1964] 「経済学批判」『マルクス・エンゲルス全集』第13巻、大月書店)  
 Marx, K. [1962(1867)] Das Kapital, Band in Marx-Engels Werke, Band 23. (岡崎次郎

訳 [1972] 『資本論』(1)-(3)、国民文庫)

- Marx, K. [1875] Randglossen zum Programm der Deutschen Arbeiterpartei(Kritik des Gothaer Programms), Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Band 19, 1962. (山辺健太郎訳[1968]「ゴータ綱領批判」『マルクス・エンゲルス全集』第19巻、大月書店)
- Owen, R. [1993(1813-6)] A New View of Society, Selected Works of Robert Owen, volume 1, edited by Claeys G., London: William Pickering.
- Owen, R. [1993(1820)] Report to the Country of Lanark, Selected Works of Robert Owen, vol. 1.
- Owen, R. [1993(1826-7)] The Social System, Selected Works of Robert Owen, vol. 2.
- Owen, R. [1993(1842)] The Book of the New Moral World, Selected Works of Robert Owen, vol. 3.
- Podmore, F. [1923(1906)] Robert Owen: a biography, London: George Allen & Unwin.
- Robert S. F. [1980] Dictionary of American Communal and Utopian History, Westport: Greenwood Press.
- Rousseau, J. J. [1755] Discours sur L'origine de L'inégalité Parmi les Hommes. (本田・平岡訳 [1933] 『人間不平等起源論』岩波文庫)
- Warren, J. [1967(1852)] Equitable Commerce, New York: Burt Franklin.
- Warren, J. [1854] Practical Details in Equitable Commerce, New York: Fowlers and Wells.
- Wunderlich, R. [1992] Low Living and High Thinking at Modern Times, New York, New York: Syracuse University Press.

<新聞・雑誌>

- Co-operative Magazine [1966(1826)] Ann Arbor: University Microfilms International.
- The New-Harmony Gazette [1969(1825-8)] New York: Greenwood Reprint.